

<p>3 会計規程第37条に、物品の管理として「出納責任者は、常に残高とこれに関係ある帳簿の残高とを照合し、その正確な額の確認に努めなければならない。」とあるが、一括購入した収入印紙について、受払の管理が行われておらず、決算時の残高が把握されていなかった。</p>	<p>3 (発生原因の検証結果) 収入印紙は、その都度必要数のみ予算の執行により決裁を受け購入している。しかし、令和2年12月に発生した農地中間管理事業に係る借受賃料の誤払いについて、過払い分を現金で領収する必要性が生じたため、領収書に貼付する収入印紙を急遽まとめて購入したが、管理簿の作成をしていなかった。 (対応状況等) 収入印紙の管理簿を作成した。 (再発防止策) 収入印紙をまとめて購入した際には、管理簿に記載し管理するよう職員に周知し、複数職員によるチェックを徹底するなど、適正な事務処理に努める。</p>
<p>4 会計規程第38条に、「契約の事務手続きは、山梨県財務規則の規定に準じて行うものとする。」とあるが、予定価格が10万円を超える契約にもかかわらず、2者以上の者から見積書が徴されず、単独随意契約とする理由書が作成されていないものがあつた。</p>	<p>4 (発生原因の検証結果) 山梨県財務規則に規定されている、随意契約の際の見積書徴収を要する諸条件について、十分理解していなかった。 (対応状況等) 随意契約による物品購入などで予定価格が10万円以上の時は、2者以上の者から見積書を徴収するよう職員に周知した。 (再発防止策) 複数職員によるチェックの徹底、予算の執行伺い時に添付するチェック表の作成を行い、適正な事務処理に努める。</p>
<p>(意見) 昨年度実施した監査において指導事項4件、本年度も指導事項4件と多くの不適切な事務処理が見受けられ、加えて昨年度には、農地中間管理事業に係る借受賃料の誤払いという事案も発生した。 今後、こうした不適切な事務処理が再び発生しないよう、事務処理に係る組織内での確認体制の見直しに取り組むとともに、限られた人員の中にあっても健全かつ効率的な事業運営が確保されるよう、組織体制について検討されたい。</p>	<p>(団体) 限られた人員の中にあっても正確かつ効率的な事業運営が確保されるよう、業務量が増加している農地中間管理事業を中心に、事務作業の内容を全面的に見直し効率化を図るとともに、組織体制についても見直しを行っているところである。 また、農地中間管理事業における貸付賃料の請求と借受賃料の納付事務では、導入した農地貸借管理専用システムの最大限の活用や、新たに作成したチェックリストによる複数人によるチェック体制の構築などにより、事務作業の精度の向上を図っている。</p>
<p>(所管部局) 指導事項の発生要因は、いずれも契約事務等の会計処理において必要な知識の不足や、複数の職員によるチェックなどの内部統制が十分機能していなかったことなどによる。 今後、公社では、不適正な事務処理の再発を防止するため、職員の会計事務の知識の習得や、複数職員による書類チェック体制の強化を徹底</p>	<p>(所管部局) 指導事項の発生要因は、いずれも契約事務等の会計処理において必要な知識の不足や、複数の職員によるチェックなどの内部統制が十分機能していなかったことなどによる。 今後、公社では、不適正な事務処理の再発を防止するため、職員の会計事務の知識の習得や、複数職員による書類チェック体制の強化を徹底</p>

<p>監査対象団体 公益財団法人 山梨県子育て成協会 所管部 (局) 課 農政部 畜産課 監査実施日 令和3年12月2日 監査の結果</p>	<p>1 (指導事項) 長期未収金が、決算日現在、次のとおり認められた。 駐車場利用料 (小井川駐車場) 225,000円</p>
<p>監査対象団体 山梨県道路公社 所管部 (局) 課 県土整備部 道路整備課 監査実施日 令和3年12月1日 監査の結果</p>	<p>1 (発生原因の検証結果) 債務者が行方不明となる等の理由により徴収困難となった。 (対応状況等) 行方不明者分を除く債権について、滞納者への督促状の発行、電話催告等を行い、回収した。</p>
<p>監査対象団体 山梨県子午育成協会 所管部 (局) 課 農政部 畜産課 監査実施日 令和3年12月2日 監査の結果</p>	<p>1 (発生原因の検証結果) 資金前渡した場合には、資金前渡整理簿への登録、精算書の提出を行っているが、今回、指摘を受けた見舞金について、この処理を失念してしまったものである。 (対応状況等) 資金前渡をした場合には、資金前渡整理簿への登録、精算書の提出を徹底している。 (再発防止策) 資金前渡に係る会計書類については、処理が完了するまで未処理書類として保管することで、失念することを防止しているが、事務処理に遺漏のないよう改めて周知徹底を図る。</p>
<p>監査対象団体 山梨県道路公社 所管部 (局) 課 県土整備部 道路整備課 監査実施日 令和3年12月1日 監査の結果</p>	<p>1 (発生原因の検証結果) 債務者が行方不明となる等の理由により徴収困難となった。 (対応状況等) 行方不明者分を除く債権について、滞納者への督促状の発行、電話催告等を行い、回収した。</p>

<p>2 総勘定元帳の固定資産に記載されているものうち、固定資産に該当しないものがあるとともに、固定資産台帳に登載されておらずかつ、減価償却費が計上されていないものがあった。</p> <p>3 雁坂トンネル有料道路管理事務所において、事務員の雇用保険料預り金を共済費に振り替えず、雑収入に計上していたことにより、営業費用等が過大に計上されていた。</p>	<p>(再発防止策) 未納駐車場料金を回収するため令和3年度より処理マニユアルを作成し、整理したところである。今後は、処理マニユアルに基づき債権回収を強化していく。 ※令和4年3月末現在 未収金残高 36,000円</p> <p>2 (発生日の検証結果) 令和2年度管理事務所の建替に伴い、什器一式を大量購入したが、一部の品目に固定資産と消耗品の判断基準に分かれるものがあった。その際、消耗品と判断したため、減価償却費を未計上とした。 (対応状況等) 令和3年度決算において、固定資産台帳への登録及び減価償却費(過年度損益修正損)を計上した。 (再発防止策) 本社及び各事務所間で複数の職員によるダブルチェックを行うとともに、顧問会計士による第三者チェック及び指導を受け、再発防止に努める。</p> <p>3 (発生日の検証結果) 誤った認識により、会計処理を行っていた。 (対応状況等) 共済費への振替処理を行った。 (再発防止策) 本社及び各事務所間で複数の職員によるダブルチェックを行うとともに、顧問会計士による第三者チェック及び指導を受け、再発防止に努める。</p>
<p>監査対象団体 公益財団法人 やまなし文化学習協会 所管部(局)課 教育庁 生涯学習課(出資金)、県民生活部 県民生活総務課(公の施設管理) 監査実施日 令和3年11月18日、19日 令和4年1月25日 監査の結果 監査の結果</p> <p>(指導事項) 1 消費税及び地方消費税の確定申告における一部の支出について、非課税仕入れとすべきものを課税仕入れとした額よりも課税仕入れとすべきものを非課税仕入れとした額の方が多く計上されていた。</p>	<p>1 (発生日の検証結果) 職員間で消費税及び地方消費税の課税・不課税・非課税に係る認識が不足していたため、誤った事務処理を行っていた。 (対応状況等) 今回誤った処理を行った事例及び消費税法等の関係規定について、担当職員間及び協会内で改めて共有し、今後の事務処理ミス防止について注意喚起を行った。 (再発防止策) 年度ごとに担当職員に対する研修等を行い、</p>
<p>2 弁護士・建築士への報酬について、所得税を源泉徴収せずに支払っていたものがあった。</p> <p>3 購入後一定期間、財務規程第40条に規定されている郵便切手類受払簿に記載されていない切手があった。</p> <p>4 「山梨こどもきゅりやんに関する業務委託契約書」第20条に遵守すべきとされている別記「情報セキュリティに関する特記事項」の第3条及び第4条において、同法人は山梨県に対してセキュリティ責任者と業務従事者を書面で明らかにしなければならぬと定められているが、書面での報告がなされていなかった。</p>	<p>再発防止を徹底する。</p> <p>2 (発生日の検証結果) 職員間で所得税の源泉徴収に係る認識が不足していたため、誤った事務処理を行っていた。 (対応状況等) 今回徴収が漏れていた事例及び所得税法等の関係規定を協会内で改めて共有し、今後の事務処理ミス防止について注意喚起を行った。 (再発防止策) 年度ごとに担当職員に対する研修等を行い、再発防止を徹底する。</p> <p>3 (発生日の検証結果) 職員間で協会本部での購入・検収日から各施設での受け入れまでの切手類の受払管理の必要性を認識していなかったため、適切な処理を行っていなかった。 (対応状況等) 郵便切手類受払簿について、新たに協会本部の簿冊を作成し、購入後の切手類の記録を明確にすることとした。 (再発防止策) 切手類購入の都度、本部と各施設双方で受払日について確認を行い、適切な処理を実施していく。</p> <p>4 (発生日の検証結果) 令和2年度契約において新たに設けられた事項であり、確認が不十分であったため、報告が漏れていた。 (対応状況等) 早急に書面による報告を行った。 (再発防止策) 年度ごとに職員に対する注意喚起を行い、特に新たに規定された契約事項の履行に漏れ等がないか各職場で確認を行い、再発防止を徹底する。</p>
<p>監査対象団体 公益財団法人 山梨総合研究所 所管部(局)課 知事政策局 政策企画グループ 監査実施日 令和3年10月29日 監査の結果 監査の結果</p> <p>(指導事項) 1 定款第6条及び第8条で、法人の財産は基本財産とその他の財産とし、財産の管理・運用方法は別に定める資金運用規程によるとされ、基本財産は基本財産運用規程に定められているが、その他の財産について運用規程が作成</p>	<p>1 (発生日の検証結果) 基本財産については運用規程が必要との認識の下、平成15年に規程が定められていたが、その他の財産については「制定が必要」との認識がなく、現在まで至ってしまっていた。</p> <p>講じた措置(又は今後の方針等)</p>

<p>2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律において作成することが定められている附属明細書が作成されていなかった。</p>	<p>(対応状況等) 基本財産の運用規程は平成23年に改定されているが、対象商品の廃止やその後の社会情勢等を勘案するなかでそぐわなくなっており、近々改定を検討していることから、その他の財産についての運用規程についても、令和4年度中をめどに、時期を合わせて制定する。 (再発防止策) 「組織法公式に認められたルールに基づき運営する」という考えの下、規程の整備の必要性についての認識を高め、組織運営において文書化されていない事務処理や運用ルール等について、規定化を図っていく。</p> <p>2 (発生日の検証結果) 財務諸表の注記に附属明細書の内容を記載していたため作成不要と考えていた。 (対応状況等) 公益法人会計基準平成20年改正基準において、附属明細書を作成しなくてはならないこと、及び財務諸表の注記に記載している場合には、附属明細書においては、その旨の記載をもつて内容の記載は省略することができることが定められていることから、令和3年度決算から作成する。 (再発防止策) 公益法人会計に関する理解を深め、適切な事務処理に努めていく。</p>
--	--

<p>監査対象団体 一般財団法人 山梨県地場産業センター</p>	
<p>所管部(局)課 観光文化部 観光振興課</p>	
<p>監査実施日 令和3年11月9日</p>	
<p>監査の結果</p>	<p>講じた措置(又は今後の方針等)</p>
<p>(指導事項) 1 本来収益とすべき販売代金が預り金となっていた。</p>	<p>1 (発生日の検証結果) 職員の確認及び認識不足があったこと、会計規程に則った事務処理が行われておらず、組織としてのチェック体制が欠如していたこと、また、顧問税理士から計上誤りの可能性を指摘されていたにもかかわらず精査できていなかったことなどにより、遡算処理となっていました。 (対応状況等) 本来収益とすべき販売代金を過年度分の収益として、令和3年度分の決算処理と合わせて修正申告を行い処理する。 (再発防止策) 今後は、会計規程に則り、複数の職員によるチェック体制による厳格な事務処理を励行するとともに、顧問税理士と連携を密に再発防止に努める。</p>

<p>2 固定資産の減損損失に係る繰延税金資産を計上する際には、当該固定資産の売却等に係る実施計画等が必要となるが、売却に係る実施計画等が作成されていないなど、要件を満たしていないかった。また、未払事業税に係る繰延税金資産の計上の際に用いた法定実効税率が誤っていた。</p> <p>3 貯蔵品として郵便切手を計上しているが、令和2年度末残高について、貸借対照表に正しく記載されていなかった。</p>	<p>2 (発生日の検証結果) 税効果会計について認識不足があり、一般財団法人移行時に決算書を作成した際、繰延税金資産の計上を誤ってしまった。移行後も誤りに気付くことができなかった。 (対応状況等) 当該固定資産を売却する予定がないため、令和3年度決算において繰延税金資産の取崩しを行う。 また、法定実効税率についても同様に適正な税率で処理する。 (再発防止策) 今後は、税効果会計に係る会計基準の適用指針に則り、厳正な会計処理を励行し再発防止に努める。</p> <p>3 (発生日の検証結果) 決算処理の際、期末分ではなく2月末の残高を誤って計上してしまった。また、会計規程に則った事務処理が行われておらず、チェック体制が欠如していたため、誤りに気付くことができなかった。 (対応状況等及び再発防止策) 貯蔵品の残高表に項目を設けて何月分かを明示するとともに、今後は、会計規程に則り、複数の職員によるチェック体制による厳格な事務処理を励行し、再発防止に努める。</p>
---	---

<p>監査対象団体 株式会社 山梨食肉流通センター</p>	
<p>所管部(局)課 農政部 畜産課</p>	
<p>監査実施日 令和4年1月11日</p>	<p>令和4年2月10日</p>
<p>監査の結果</p>	<p>講じた措置(又は今後の方針等)</p>
<p>(指導事項) 1 長期未収金が、決算日現在、次のとおり認められた。 販売未収金 7,982,827円 また、貸倒引当金が過大となっていた。</p>	<p>1 (発生日の検証結果) 販売代金の未収金であり、分割で月ごとに返済を受けているが、3月末の入金確認前に決算処理をしたため、貸倒引当金の計上額を誤ってしまった。 (対応状況等及び再発防止策) 債務者からの返済が滞らないよう、債権管理を徹底するとともに、早期回収に向け、月ごとの返済額の増額を交渉する。また、決算処理の際には金額の確認を徹底する。 ※令和4年3月末現在 未収金残高 7,602,827円</p> <p>2 購入により取得した物品について、当初資産計上した後、リース契約に切り替え、賃借料を費用として計上したにもかかわらず、賃借</p> <p>2 (発生日の検証結果) 固定資産の科目替えを実施した際に、取消処理を失念した。また、令和2年度に行った処理</p>

<p>産としての取消をしていなかったものがあつた。また、固定資産台帳において、期末帳簿価額がマイナスマ残高となっている備品が複数あつた。</p> <p>3 職員に対し、貸金規程にない貸金が支給されていた。</p>	<p>により期首帳簿価額が誤っていたため、期末帳簿価額がマイナスマ残高になってしまった。 (対応状況等)</p> <p>内容を精査のうえ、修正処理を進めている。 (再発防止策)</p> <p>決算処理の際に、固定資産台帳の内容確認を徹底するとともに、顧問会計士に対しダブルチェックを依頼する。</p> <p>3 (発生原因の検証結果) 貸金規程改定の際、設けるべき項目の記載を失念してしまった。 (対応状況等) 貸金規程を再度改定する。 (再発防止策) 規程改定時には複数人による確認を徹底し、再発防止に努める。</p>
--	--

<p>一般財団法人 山梨県消防協会</p>	
<p>所管部(局)課 防災局 防災危機管理課</p>	<p>監査実施日 令和3年11月24日</p>
<p>監査対象団体 一般財団法人 山梨県消防協会</p>	<p>監査の結果</p>
<p>(指導事項) 指定管理業務に係る経費で購入したパソコン2台について、基本協定書第17条第7項に、あらかじめ山梨県の承認を受けて、管理業務に係る経費で備品を購入・調達し、管理業務の用に供することができる旨が定められているが、山梨県の承認を受けていなかった。</p>	<p>講じた措置(又は今後の方針等)</p> <p>(発生原因の検証結果) 経理事務や防災安全センターの予約管理業務に使用したことから、購入に急を要したこと、県の承認手続きについて事務局内で十分に周知が図られていなかったこと、また、購入時期が業務の繁盛期と重なっていたことから、県の承認手続きを経ずに購入してしまった。 (対応状況等) 令和4年4月8日付で県に対し、パソコン購入の経緯や問題点及び改善方を記した願末書を提出した。 (再発防止策) 基本協定書に定める諸手続きについて、事務局内で研修を実施し、今後の事務処理にあたっては、必要とされる手続き等について遺漏がないように周知徹底を図った。 また、管理業務に係る経費で備品を購入する場合は、発注や支払の事務を行う職員以外の職員及び事務局長が、県の承認の要否等についてダブルチェックを行うことをルール化した。</p>

<p>監査対象団体</p>	<p>社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会</p>
<p>所管部(局)課</p>	<p>福祉保健部 健康長寿推進課(公の施設管理)、福祉保健総務課(補助金)、県民生活部 県民安全協働課(補助金)</p>

<p>監査実施日 令和3年10月20日</p>	<p>監査の結果</p>
<p>(指導事項) やまなしNPO情報ネットワークルサイト保守委託契約等について、経理規程第77条に定められている契約保証金及び履行の遅滞その他の債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金に関する事項が、契約書に記載されていないものがあつた。</p>	<p>講じた措置(又は今後の方針等)</p> <p>(発生原因の検証結果) 契約書の記載内容の確認が十分に行われていなかった。 (対応状況等及び再発防止策) 各事業担当課所での契約時において、経理規程第77条に定める契約保証金及び履行の遅滞その他の債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金に関する記載を職員研修等を通じて職員に対し徹底するとともに、総務担当者(契約担当)の最終確認時のチェック項目に加え、再発防止のチェック体制を整備した。</p>

<p>山梨県造園建設業協同組合</p>	
<p>所管部(局)課 林政部 県有林課</p>	<p>監査実施日 令和3年11月2日</p>
<p>監査対象団体 山梨県造園建設業協同組合</p>	<p>監査の結果</p>
<p>(指導事項) 管理運営業務仕様書に暴力団の排除措置が定められているが、清掃業務請負契約書において、契約解除のための暴力団排除条項が設けられていなかった。</p>	<p>講じた措置(又は今後の方針等)</p> <p>(発生原因の検証結果) 契約締結時に内容のチェックが十分に行われていなかったことによる。 (対応状況等) 今後使用する請負契約書様式に暴力団排除条項を加えた。 (再発防止策) 請負契約にあたっては、改正した契約書様式を使用するとともに、担当課長及び所長によるダブルチェック体制を構築した。</p>

<p>株式会社 ビカ</p>	
<p>監査対象団体 株式会社 ビカ</p>	<p>所管部(局)課 観光文化部 世界遺産富士山課</p>
<p>監査実施日 令和3年12月9日</p>	<p>監査の結果</p>
<p>(指導事項) 1 カフェ売上のうち、従業員食事代(収入を現金収納した際に、雑費の貸方に計上し、収益として計上されていた)がなかった。</p>	<p>講じた措置(又は今後の方針等)</p> <p>1 (発生原因の検証結果) 原材料費に近い価格に食事代を設定していたことから、利益がある収入として考えていなかったため、雑費として処理していた。 (対応状況等) 令和4年度からは従業員食事代を飲食部門の収入として計上する。 (再発防止策) 富士山世界遺産センターに係る事業で生じた収入は、全て収益として計上するよう徹底する。</p>

<p>2 管理運営業務仕様書に暴力団の排除措置が定められているが、清掃業務委託契約書において、契約解除のための暴力団排除条項が設けられていなかった。</p>	<p>2 (発生原因の検証結果) 請負業者が従前から使用している契約書の様式により契約を締結したが、暴力団排除条項が設けられていないことに気付かなかった。 (対応状況等) 清掃業務委託契約書について、「反社会的勢力排除に関する覚書」を締結した。 (再発防止策) 契約書には必ず暴力団排除条項を設けることとし、契約締結時の契約書内容確認事項に「暴力団排除条項の有無を確認する」を設けた。</p>
--	--

<p>監査対象団体 所管部(局)課 監査実施日</p>	<p>株式会社 清里匠の公園 企業局 総務課 令和3年12月3日</p>	<p>令和4年1月27日</p>
-------------------------------------	---	------------------

<p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 自動更新となっている産業廃棄物処分委託契約について、契約更新時には契約書に添付された産業廃棄物処分業許可証の有効年月日が終了していたにもかかわらず、変更後の許可証の写しの提出を受けていなかった。</p>	<p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p> <p>(発生原因の検証結果) 担当者の有効年月日の確認不足により、変更後の許可証の写しの提出を受けていなかった。 (対応状況等) 指導後速やかに許可証の提出を受けた。 (再発防止策) 今後は契約書を十分理解するとともに、添付書類の確認を徹底し、再発防止に取り組んでいく。</p>
---	---

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番